

神栖市奨学生の追加募集



☎ 学務課 Tel.0299-77-7347

市では、経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学資金を貸与または給与します。

対象＝次のすべてを満たす方

- 世帯の市税などに未納がない
- 市内に1年以上住所を有する方の子弟
- 健康で学業・人物ともに優秀である

※成績や収入に基準があります

出願受付期間＝4月1日(火)～15日(火) 午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

受付場所＝学務課

※必要書類は4月15日(火)まで学務課、波崎教育事務所または市ホームページで入手可能



貸与(大学、専門学校生など)

資格＝2025年度に、学校教育法に基づく「大学」「専門学校」「高等専門学校」に修学予定の方

定員＝10人

貸与額＝月額35,000円

返済期間＝貸与最終月の6カ月後から10年以内

※日本学生支援機構などの奨学金制度との併用可

※神栖市教育ローン利子補給金制度との併用不可

飯田愛子奨学基金

市奨学資金の貸与を申し込んだ方に、入学一時金も貸与していただきます。

定員＝10人

貸与額＝50万円 ※入学初年度のみ申請可

返済期間＝奨学資金貸与最終月の6カ月後から5年以内

※卒業後2年以内に教育の職に就き、引き続き2年以上在職した場合は、その在職期間に応じ、奨学資金の返還の全部または一部の免除を受けることができます。条件などはお問い合わせください

給与(高校生)

修学後の返還は不要です。

資格＝次のすべてを満たす方

- 保護者が生活保護を受けている、またはこれに準ずる
- 2025年度に高等学校に就学予定

定員＝1人

給与額＝月額7,000円

※予算の議決状況により、変更となる場合があります

住民税非課税世帯への給付金 (3万円とこども加算2万円)



☎ 住民税非課税世帯給付金窓口

保健・福祉会館 別館2階 Tel.0299-77-8282

(午前9時～正午、午後1時～4時)

物価高騰の影響を特に受ける低所得者世帯を支援するため、給付金を支給します。また、対象世帯のうち、同一世帯に18歳以下(2006年4月2日以降生まれ)の児童がいる場合、こども加算を支給します。

給付額

住民税非課税世帯給付金 1世帯あたり3万円

こども加算 児童1人あたり2万円

対象世帯

2024年12月13日時点で神栖市に住民登録があり、世帯全員の2024年度住民税均等割が非課税の世帯。

こども加算は、次の場合も対象となりますので、別途手続きをしてください。

a. 2024年12月14日～2025年7月31日生まれの新生児

b. 別世帯であるが、対象世帯と生計を同一にしている児童

※住民税の課税状況は、電話で回答することはできません

申請期限＝4月30日(水) 必着

※aのこども加算は、7月31日(木)必着。7月下旬生まれの児童分は事前にご連絡ください

申請方法

手続き不要の方

2023～2024年度に神栖市から7万円または10万円の給付金を申請者名義の口座で受給された世帯には、3月上旬から「給付金に関するお知らせ」を送付します。3月末から順次、申請者名義の口座に支給します。

手続きが必要な方(確認書の返送)

2023～2024年度に神栖市から7万円または10万円の給付金を申請者名義以外の口座で受給された世帯などには、3月上旬から確認書を送付します。確認書に必要事項を記入し、返送してください。

手続きが必要な方(申請書の提出)

2024年1月以降に神栖市に転入された方のいる世帯などは確認書が送付されません。

申請書は、申請先や市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター、市ホームページなどで入手可能です。

提出方法＝確認書・申請書に記載してある必要書類とともに郵送または窓口に提出

地区加入促進ブースの設置 ～地区の魅力発信～

☎ 市民協働課 Tel.0299-90-1171

地域とのつながりの重要性や地区のイベントの様子などを発信する特設ブースを設置します。

市役所に来庁した際は、ぜひお立ち寄りください。

※ブース来場特典としてカミスココくんグッズをプレゼントします(数に限りがあります)

場所＝本庁舎1階市民ロビー **期間**＝3月3日(月)～5月30日(金)

時間＝午前9時～正午、午後1時～4時

